



全国瞬時警報システム

Jアラートの情報伝達訓練を行います

町では災害時に備え、全国瞬時警報システムを活用した全国一斉の緊急情報伝達試験を実施します。

各ご家庭や事業所に設置しています防災行政無線戸別受信機と、町内に設置の屋外拡声機から、機械による音声で試験放送が流れます。

なお、試験放送は自動的に最大音量で放送されますのでご了承ください。

試験放送ですので放送後に何かしなければならないということはありません。

令和元年 8月28日(水)
午前11時00分頃

※予告無く変更又は中止になる場合がありますので、ご了承ください。

◆ お問い合わせ先

企画課企画係 電話 0136-62-2608

〈上り4音チャイム〉

「これはJアラートのテストです。」×3回

「こちらは防災すつつです。」

〈下り4音チャイム〉



レンタカーを利用されるみなさまへ

～「白バス」「白タク」は違法行為です～

レンタカーに運転者は付いていません

- レンタカーと運転手が一体的に提供されるサービス（レンタカー事業者が借受人に対して紹介やあっせんすることを含む）は、いわゆる「白バス」「白タク」と呼ばれる法律に違反する行為です。利用しないでください。
- レンタカー会社からは、車を借りること以外【例えば、借りた車両をレンタカー会社の社員など（レンタカー会社が紹介・あっせんする者を含む）が運転するなど】のサービスは受けられません。
- レンタカーを借りた場合には、車を借り受けた利用者自身が運転しなければなりません。
車を借り受けた利用者自身が、自らの意思で他の人に運転を依頼することはできませんが、この場合、実際に運転する人の氏名などをあらかじめレンタカー会社へ申告しておく必要があります。

保険の適用がないことがあります

- 違法な「白バス」「白タク」を利用して、万が一、事故に遭って負傷した場合、適切な損害賠償がされず、治療費などの金銭的損害額を利用者自身が全額負担しなければならない可能性もあります。

貸切バス事業者を利用しましょう

- 道路運送法の許可を受けた貸切バス事業者の車両には「緑ナンバー」（緑地白字又は白地緑字緑外枠）が付いています。
- 道路運送法の許可を受けた貸切バス事業者には「領収証」や「運送引受書」（運行の経路、貸切バス事業者の住所・連絡先など、運賃及び料金の額などを記載した書類）などの関係書類を利用者へ交付することが義務づけられており、口約束のみで運行を行うことはありません。

◆ お問い合わせ先

北海道運輸局札幌運輸支局
電話 011-731-7167

しりべし弁護士 相談センターのご利用を

札幌弁護士会では、法律相談や事件解決の依頼を行いやすくするため、相談センターを開設しています。お気軽にご相談ください。

- ◆日程 8月21日(水) 28日(水)
9月 4日(水)
- ◆会場 岩内町高台84-3
しりべし弁護士相談センター

※相談は、事前予約が必要です。

予約受付時間

平日 午前10時から午後4時まで

電話 0135-62-8373

古紙回収のお知らせ

今月の古紙回収を下記の日程で実施します。古紙は当日の午前8時30分までに玄関前に出してください。集められた新聞や雑誌は再生紙としてリサイクルされますので、新聞や雑誌は種類ごとに分け、きれいに束ねてから出してください。

回 収 地 域	回 収 日
六条町～政治町の国道から山側	13日(火)
六条町～政治町の国道から海側	20日(火)
磯谷町～樽岸町	27日(火)

◆ お問い合わせ先

町民課衛生係 電話 0136-62-2523

ジェネリック医薬品にかえてみませんか？

全国健康保険協会では、加入者の皆さまのお薬代の負担軽減や健康保険財政を改善し、今後の医療費や保険料率の伸びを抑えることを目的として、「ジェネリック医薬品」の普及を推進しています。

ジェネリック医薬品の処方について、かかりつけ医師や薬剤師へご相談ください。

◆ お問い合わせ先

全国健康保険協会 北海道支部
電話 011-726-0352

消防団協力事業所 表示制度について

岩内・寿都地方消防組合では、平成21年7月1日から消防団に積極的に協力している事業所などに「消防団協力事業所表示証」を交付しております。表示証の有効期間満了に伴い、10事業所が表示証の更新をされました。

交付するための認定基準は、①事業所などに従業員が消防団員として2名以上入団していること、②従業員の消防団活動に積極的に配慮している事業所などであることです。

◆ 更新された事業所（10事業所）

(株) カネキ南波商店
(株) 石澤組
寺門商事(株)
(有) 川内建設
(株) 山下水産
(株) 千葉建設
(有) カネサ漁業
(有) マルホン小西漁業
(福) 札幌育成園寿都浄恩学園
(福) 徳美会 歌棄慈光園



これからも地域防災の充実強化を図るため、ご協力よろしくお願いします。

◆ お問い合わせ先

岩内・寿都地方消防組合消防署寿都支署
電話 0136-62-2119

日赤社資にご協力をお願いします

日本赤十字社では、人道と博愛の精神から、世界の平和と福祉増進のため、自然災害の救済や献血事業などの福祉活動を行っています。これらの活動は、皆さまからの社資によって運営されており、日本赤十字社寿都町分区では、毎年各町内会のご協力をいただき、社資を募集しております。

募集期間は8月から10月末までとなっておりますので、皆さまの温かいご支援をよろしくお願いします。



【町民課社会福祉係 電話 0136-62-2513】

スズメバチ被害を予防しましょう

スズメバチの活動が活発になる季節になりました。特に8月から9月はスズメバチが増え、巣を守るため攻撃的になります。

次のことに注意して、スズメバチ被害を予防しましょう。

- ・スズメバチを刺激する恐れがあるため、外出の際は香水や黒い服の着用を避ける。
- ・巣に近付いたり、ハチを追い払わない。
- ・巣に近付いてしまった場合は、ゆっくり巣から遠ざかる。
- ・巣を作りやすい壁や軒下、物置などの住宅の周りを定期的に点検する。

町では、高い所など作業が困難な場所でのハチの駆除は対応できません。

また、土・日曜日や祝日などは状況によって即日対応できない場合もありますので、ご了承ください。

◆ お問い合わせ先

町民課衛生係 電話 0136-62-2523

お墓参りのときの注意

◆ お墓参りや墓地掃除の際は

環境美化に努めましょう

墓地のごみステーションでは、枯れた花や枯れ草などの「燃やせるごみ」のみ回収しております。空き缶やペットボトル、掃除の際に使用した除草剤の容器などは、家に持ち帰り資源ごみとしてリサイクルしましょう。

◆ お墓参りでの供物は必ず持ち帰りましょう

お墓参りをする際に供物などをそのままにしておくと、カラスやキツネが散らかし、スズメバチの餌になるなど、墓地全体が不衛生になります。供物は必ず持ち帰りましょう。

【町民課衛生係 電話 0136-62-2523】

自衛官募集説明会の開催について

自衛隊に関する説明会を下記の日程で開催します。プレゼンテーションによる自衛隊の概要や各種イベント、体験入隊、部隊見学のご案内、ビデオ上映などもありますので、ぜひお越しください。

◆ 説明種目・日程

○説明種目

⇒自衛官候補生

○8月6日（火）

1回目：午後1時30分～午後2時30分

2回目：午後3時～午後4時

ニセコ町字富士見95

ニセコ町民センター内 研修室4

○8月7日（水）

1回目：午後2時～午後2時40分

2回目：午後3時～午後3時40分

3回目：午後4時～午後4時40分

倶知安町南3条東4丁目2-2

倶知安公民館2階 小会議室

○8月8日（木）

午後1時～午後3時

岩内町万代51-7

岩内地方文化センター2階 小会議室

◆ お問い合わせ先

自衛隊札幌地方協力本部倶知安地域事務所

電話 0136-23-3540

自衛官募集相談員 中里徳男

電話 0136-62-2207

自衛官募集相談員 斉藤孝司

電話 0136-62-2070

役場担当窓口 総務財政課総務係

電話 0136-62-2511



お盆期間中の各教育施設の閉館時刻について

8月13日（火）から15日（木）までのお盆期間中、各教育施設の閉館時刻は午後5時となります。

16日（金）からは通常どおり利用できます。

総合文化センター、総合文化センター図書室、町民プール、総合体育館、テニスコート、風太公園

8月は北方領土早期返還要求強調月間です

択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島からなる北方領土は、私たちの祖先が開拓し受け継いできたもので、我が国固有の領土です。

第二次世界大戦末期、日本がポツダム宣言を受諾し、降伏を表明したあと、北方領土にソ連軍が侵攻し、日本人島民を強制的に追い出し、一方的にソ連領に編入しました。そして、現在もなお不法に占拠しています。

毎年、8月と2月は「北方領土返還運動全国強調月間」であり、一日でも早い北方領土の返還を実現するため、期間中に全国各地で集会、講演会、キャラバン、パネル展などの行事を開催します。

本町においても役場庁舎と総合文化センターに署名コーナーを設置していますので、みなさんのご理解とご協力をお願いします。



【企画課地域調整係 電話 0136-62-2608】

食中毒を防ぎましょう

食中毒とは、食中毒菌などがついていて食品を食べて、下痢、腹痛、嘔吐、発熱などの症状を起こす病気です。

毎年、カンピロバクター属菌、サルモネラ属菌、黄色ブドウ球菌などの食中毒菌やノロウイルスによる食中毒が発生しています。

◆ 食中毒予防の三原則

○つけない（清潔）

トイレの後や調理を始める前は、必ず手を洗いましょう。食器やまな板などの調理器具はこまめに洗い、熱湯や消毒液で消毒することも大切です。

○ふやさない（迅速又は冷却）

細菌は10℃～65℃の温度帯で活発に増殖します。食品を買ってきたら室温に長く放置しないで、冷凍・冷蔵庫に保存するか、速やかに調理するようにしましょう。また、調理後の食品も長時間放置しないようにしましょう。

○やっつけろ（加熱と殺菌）

食中毒菌は熱に弱く、加熱でほとんどの菌が死んでしまいます。食品には、十分に熱をとおしましょう。

◆ お問い合わせ先

北海道保健福祉部健康安全局
食品衛生課食品安全グループ
電話 011-204-5261

加工食品の製造、加工、輸入、販売を されている食品関連事業者の皆さまへ

平成27年4月1日から食品表示法により加工食品の栄養成分表示が義務化され、経過措置の終了が令和2年3月31日までとなっています。

詳しくは、北海道庁ホームページ「栄養や健康等の表示について」をご覧ください。

(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/syokuhinhyouji.htm>)

◆ お問い合わせ先

北海道俱知保健所 企画総務課企画係
電話 0136-23-1952
北海道岩内保健所 企画総務課企画係
電話 0135-62-1537

林退共の退職金請求について

林退共は昭和57年に発足した林業界で働く方のための退職金制度です。以前、林業の仕事に従事されたことがあり、その当時、林退共制度に加入していた方で、退職金請求手続きをしたお心当たりのない方は、退職金をまだ受け取っていない可能性があります。最寄りの本部または支部へお問い合わせください。

◆ お問い合わせ先

(独) 勤労者退職金共済機構
林業退職金共済事業
本部 電話 03-6731-2889
支部 電話 011-251-0683